

2階28番窓口 ☎29-9198へ  
 ※すでに非課税扱いを受けている私道については、申告の必要はありません。  
**消費税のインボイス制度説明会**  
 1月23日(月)午前10時～11時＝課税事業者向け、午後2時～3時＝免税事業者向け、1月25日(水)午前10時～11時＝免税事業者向け  
 各回30人  
 所 武蔵野法人会館(武蔵野市中町2-11-13)  
 申 事前に武蔵野税務署 ☎53-1311へ(先着制)

**年金 国保・年金**

**1月31日(火)は国民健康保険税、後期高齢者医療保険料(第7期)の納期です**  
 ◆納付は便利な口座振替で  
 納税通知書、通帳またはキャッシュカード、口座届出印を納税課(市役所2階25番窓口)、市政窓口、指定金融機関へ  
 ◆スマホアプリでも納付ができます  
 詳しくは8面をご覧ください。  
 同課 ☎29-9218(口座振替)・☎29-9210(納税相談)  
 ※勤務先の健康保険に加入した場合は、保険課または市政窓口で国民健康保険の脱退手続きが必要です。

**国民健康保険「医療費のお知らせ(医療費通知)」を送付します**

令和3年11月～4年10月に医療機関・柔道整復師(接骨師)を受診した国民健康保険加入者へ、2月上旬に送付します。  
 ※確定申告の医療費控除に使用できます。  
 保険課 ☎29-9215

**70～74歳の国民健康保険加入者に「高齢受給者証」を交付します**

医療機関には「保険証」と「高齢受給者証」を併せて提示することで、自己負担割合2割または3割で医療を受けることができます。自己負担割合の判定は、同一世帯の70～74歳の方の住民税課税所得と収入の合計金額などを基に判定します。交付は70歳になった月末に郵

送し、翌1日から適用となります(1日生まれの方はその月から有効)。  
 保険課 ☎29-9216  
**国保加入者が交通事故に遭って負傷した際の医療費**  
 交通事故や傷害事件など、第三者(加害者)から受けた傷病による医療費は、原則加害者が負担すべきものです。ただし、加害者との話し合いがすぐに解決しないなどの場合、届け出により国保の保険証を使って治療が受けられます。事故などに遭ったらまず警察に届け、保険証で治療を受ける場合は保険課へ連絡し「第三者行為による傷病届等」を提出してください(先に加害者と示談を済ませてしまうと、保険証が使えなくなる場合があります)。  
 保険課 ☎29-9215へ

**海外転入の際の国民年金の手続きもお忘れなく**

海外への転出や海外からの転入に伴い住民票の異動届出をする際は、国民年金の手続きも必要です(厚生年金加入者やその被扶養配偶者を除く)。転出の場合は国民年金をやめるか、在外任意加入(外国人は対象外)の手続きを、転入の場合は加入または在外任意加入からの切り替えをお願いします。  
 市民課 ☎29-9190、武蔵野年金事務所 ☎56-1411

**子育て・教育**

**児童扶養手当の認定基準の見直し**  
 遺棄の認定基準が見直され、暴力行為からの避難など、特定の事情に限られていたものが、離婚調停中であっても、配偶者の監護意思および監護事実が客観的に認められない場合は該当するものとされました。詳しくは市ホームページをご覧ください。  
 子育て支援課 ☎29-9675

**高校生等医療費助成制度医療証(マル青医療証)の申請**

令和5年4月1日時点で高校生年齢相当のお子さんがある世帯宛てに、昨年11月末に案内を送付しました。申請が

済んでいない方は早めに申請してください。  
 ◆医療証の交付には申請が必要です  
 「マル子医療証」をお持ちで、5年3月に中学校卒業見込みのお子さんは申請不要です。

◆提出書類 医療証交付申請書(送付した案内に同封のもの)、対象のお子さんの健康保険証の写し(表面のみ)、お子さんと保護者が別居している場合は別居監護の申立書  
 ◆申請方法 1月31日(火)までに直接または郵送で「〒181-8555子育て支援課」(市役所4階43番窓口)または直接市政窓口へ(医療証は3月下旬に郵送)

※受付期間後も申請は可能ですが、医療証の交付時期が遅れる場合があります。  
 ※交付される医療証の有効期間は4月1日～9月30日です。  
 同課 ☎29-9675  
**お子さんが誕生したら児童手当・マル乳の申請をしてください**  
 出生日の翌日から15日以内に次の申請をしてください。  
 ◆児童手当 保護者の所得に応じて、1人につき月額15,000円または5,000円を支給します。  
 ※3歳以上は手当額が変わります。  
 ※所得制限があります。基準額を超える場合、手当は支給されません。  
 ※公務員は勤務先で申請してください。

◆マル乳(乳幼児医療費助成制度) 就学前のお子さんの医療費(保険診療分)の自己負担額を全額助成します。児童手当と同時に申請できます。  
 申 いずれも申請書(子育て支援課(市役所4階43番窓口)、市政窓口で配布)を同課、市政窓口へ  
 ※詳しくは市ホームページをご覧ください。  
 同課 ☎29-9675

**令和5年子ども発達支援センターくるみ幼児園の入園申し込み(2次募集)**

障がいや発達に課題があり、小集団での療育が可能な市内在住の2歳～就学前のお子さん若干名  
 申 1月16日(月)～27日(金)午前8時30分～午後5時(必着)に申請書(市ホームページで入手)を直接または郵送で「〒181-

0004新川6-37-1子ども発達支援センター」(元気創造プラザ1階)へ  
 同センター ☎45-1122  
**来年度から学校給食費などの徴収方法が変わります**  
 ◆口座振替手数料が不要に

現在、学校給食費の徴収や管理を学校で行っていますが、来年度からは市が徴収・管理を行う「公会計制度」を開始します。また、教材費などの学校徴収金も同時徴収することで、保護者が負担していた口座振替手数料が今後は不要になります。

**◆「口座振替依頼書」の提出をお願いします**

5年度以降の学校給食費と学校徴収金を市に納入いただくため、「口座振替依頼書(兼学校給食申込書)」を提出していただく必要があります。現在利用している口座を希望する場合も改めて手続きが必要です。詳しい内容は1月以降に学校から配られる書類をご確認ください。  
 学務課 ☎29-9815

**ちいさなお話会**

1月18日(水)・28日(土)午前10時30分～11時30分  
 6歳までのお子さんと保護者各日20組  
 所 連雀コミュニティセンター  
 申 当日会場へ(先着制)  
 同課 連雀地区住民協議会 ☎45-5100

**市立小・中学校書き初め作品展**

市立小・中学校教育研究会、市教育委員会  
 1月24日(火)～2月3日(金)午前8時30分～午後5時(土・日曜日を除く。3日は4時まで)  
 所 市役所1階市民ホール  
 申 期間中会場へ  
 同課 指導課 ☎29-9817

**一日プレイパーク**

1月29日(日)午前10時～午後2時(雨天中止)  
 所 農業公園  
 申 当日会場へ  
 ※詳しくは、みたかプレイパーク運営委員会Facebook(右記QRコード)をご覧ください。  
 同課 緑と公園課 ☎29-9789



**三鷹市の姉妹町・福島県矢吹町が「農家支援のクラウドファンディング」を実施中**  
 矢吹町農業振興課 ☎0248-42-2115  
 福島県矢吹町では、物価高騰により農業経営に苦しむ町内700戸の農家さんを支援するため、ふるさと納税制度を活用し、自治体が行うクラウドファンディングによる寄付を3月8日(水)まで受け付けています。詳しくは「ふるさとチョイス」HP <https://www.furusato-tax.jp/gcf/2170> をご覧ください。

**家庭で不用になったはがきを回収します**  
 ごみ対策課 ☎0422-29-9613  
 市内郵便局の協力により、家庭で不用になった使用済みのはがき(事業所のはがきは不可)を回収します。回収は専用の緑色の箱で行い、プライバシー保護のため、製紙工場まで箱ごとリサイクルします。  
 ※投入したはがきは取り出せません。  
 ◆期間 1月16日(月)～2月28日(火)の各施設の開館時間内  
 ◆回収場所 市内郵便局、市役所(1階受付、同課(第二庁舎2階))、元気創造プラザ、リサイクル市民工房、市政窓口  
 ◆回収できるもの はがき(裏が写真のものも可)

**消費者相談窓口から 446 霊感商法や開運商法にご注意ください** 消費者相談窓口 ☎0422-47-9042

**相談事例**  
 SNSの広告を見て、運気が上がるとうたった5万円の印鑑を購入した。後日、購入業者から電話があり、「生年月日、名前を教えてもらえれば、霊能力を持つ者が運勢を占う」と話があった。1回だけ試しに占ってもらおうと「このままでは災いが起こる。さらに運気を上げ、厄を払う効果が期待できる仏像を購入するように」と言われ、50万円を振り込んでしまった。よく考えるとだまされていると気付いたので、お金を取り戻したい。(70代・女性)

**アドバイス**  
 不安をあおり、運気向上をうたい、高額な商品などを言葉巧みに購入させる霊感商法や開運商法にご注意ください。お金を支払っても、運気は上がりません。不安をあおるようなことを言われても動じることなく、はっきりと断りましょう。  
 しつこい契約勧誘や高額な請求などで困った際は、消費者相談窓口または消費者ホットライン ☎188(いやや)にご相談ください。  
 なお、法テラス(日本司法支援センター)では、霊感商法などに関するさまざまな相談に応じる専用ダイヤル ☎0120-005931(平日午前9時30分～午後5時)を設置しています。詳しくは法テラスホームページ [HP https://www.houterasu.or.jp/](https://www.houterasu.or.jp/) をご確認ください。